

議案第 2 号

川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

川崎市証人等の実費弁償に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 100 条第 1 項」を「第 100 条第 1 項後段」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 法第 115 条の 2 第 2 項（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、市議会又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の要求に応じ、出頭した者

第 2 条第 5 号中「第 109 条第 4 項、第 109 条の 2 第 4 項及び第 110 条第 4 項」を「第 115 条の 2 第 1 項（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第 7 号中「第 29 条」を「第 29 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定する
ものである。